

## ◎国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一九年五月一六日法律第四三号) (衆)

### 一、提案理由 (平成一九年四月二六日・衆議院本会議)

○逢沢一郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員と同様に、国会職員について、小学校の就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務制度の新設等を行うものであります。

両法律案は、本日議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

### 二、参議院議院運営委員長報告 (平成一九年五月九日)

○市川一朗君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の育児短時間勤務制度の創設等に準じまして、国会職員について、その小学校就学に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。